

# 宮崎市ひとり親家庭親子交流支援事業

親子交流の実現と促進を図り、児童の健やかな成長につなげることを目的に、親子交流支援事業者を利用した場合に、その費用を補助する制度です。

※申請を検討されている方は事前にお電話等でご相談ください。

## 1 対象者

親子交流の実施にあたり、親子交流支援事業者を利用し、その利用料を支払った方で、以下(1)～(3)の要件のいずれかに該当し、(ア)(イ)を全て満たす方。

(1) 市内に居住しており、児童を養育する母子家庭の母または父子家庭の父の方

(2) 市内に居住しており、児童と離れて生活する父または母の方

※児童が市内に居住している必要はありません

(3) 市外に居住しており、市内に居住する児童と離れて生活する父または母の方

(ア) 児童扶養手当を受給している方または同等の所得水準の方

(イ) 市税を滞納していない方

## 2 親子交流支援事業者

以下、(1)～(3)の要件を満たしている団体

(1) 事務所又は常設の連絡先がある団体

(2) 法人格を持っている、又は定款、規約、会則等の運営に関する定めを有している団体

(3) 継続的に活動している、又はこれから継続的に活動する団体

※該当になるか必ず事前にご確認ください。

## 3 申請期間

初めて申請した日から起算して2年を経過する日の属する月の末日までの間

※当該補助上限額に達するまで随時追加の申請をすることができます。

## 4 対象となる経費

親子交流支援事業者による親子交流の実施支援、相談支援を受けた際にかかった経費

※支援を受けた日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までのもの

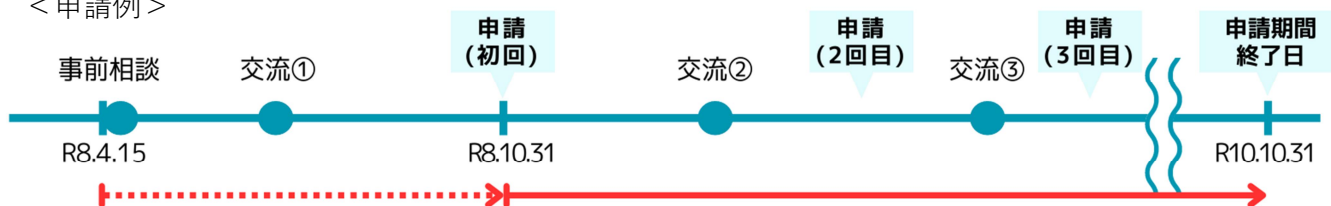
※令和8年度開始の事業となりますので令和8年3月31日以前に受けた支援については対象外

## 5 補助上限額

(1) 親子交流実施支援… 年度あたり60,000円 (2年以内)

(2) 親子交流相談支援… 7,000円

<申請例>



①支援を受けた日から起算して

6か月を経過する月の末日までに申請が必要

例) R8.4.15に支援を受けた場合、R8.10.31までに申請が必要

U ナボにソノルイレ

②初回申請の日から起算して2年を経過する月の末日まで 何回でも申請可能

※合計額が上限額の範囲の場合に限ります。

例) R8.10.31に初回申請の場合、R10.10.31までの期間に申請が可能

## 6 手続きの流れ

補助金交付申請

↓ 必要書類を持参のうえ、子育て支援課に補助金の交付を申請してください。

交付決定

↓ 申請書類を審査し、補助金交付（不交付）決定書を送付します。

補助金請求

↓ 交付決定を受けた方は、請求書に必要事項を記入し、子育て支援課に提出してください。

支給

↓ ご指定の口座に、補助金を振り込みます。

※申請期間内に補助上限額に達するまで、随時追加で申請が可能です。

## 7 必要書類

<交付申請のとき>

(1) 補助金交付申請書

(2) 子どもの戸籍謄本又は抄本（1ヶ月以内のもの）※

・親族関係について確認でき、離婚等の事実が記載されているもの

(3) 申請者本人の住民票の写し（1ヶ月以内のもの）※

(4) 子どもの住民票の写し（子どもが市外に居住している場合）※

(5) 申請者本人の所得水準が確認できるもの（直近のもの）※

(6) 補助対象経費の領収書の写し及び内訳等が確認できる書類

・領収書には、①宛先 ②領収年月日 ③領収金額 ④取引内容（但し書き）⑤領収者の住所及び氏名、領収印の記載等が必要です。

・支援を受けた日や内容、経費の内訳が確認できるものが必要です。

(7) その他、市長が必要と認めるもの

・必要に応じてお願いすることがあります。

※（2）～（5）については、本市の児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療費助成資格者証をお持ちの方は、それに代えることができます。

<支給のとき>

(1) 請求書

(2) 振込先が確認できるもの（預金通帳又はキャッシュカードの写しなど）

### 【お問い合わせ先】

宮崎市子ども未来部 子育て支援課 子ども給付室（母子父子支援担当）

所在地：宮崎市橘通西1丁目1番1号（本庁舎5階）

電話：0985-21-1765